

# 理事会議事録

- 1 開催日時 平成29年11月20日(月)午前10時30分～
- 2 開催場所 市立社会福祉センター3階 第3・4会議室
- 3 議事の内容

司 会 定刻がまいりましたので、ただ今から理事会を開催いたします。

まず、本日の出席状況でございますが、理事定数6名以上23名以内、現在員数19名、本日の出席者15名でございます。従いまして、理事総数の過半数に達しておりますので、定款第29条第2項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。なお、中村監事、後藤監事にもご出席いただいておりますことをご報告いたします。

次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

それでは、乾会長から開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

乾 会 長 (あいさつ)

司 会 ただ今から議事に入りますが、理事会の議長は定款第29条第1項の規定により、その都度選任することになっておりますが、こちらから、ご指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということでございますので、議長を乾会長にお願いいたします。

乾 議 長 まず、理事会の議事録の署名人ですが、定款第30条第2項に「出席した会長及び監事は、議事録に記名押印する」と規定していることから、私と今回出席の中村監事、後藤監事が議事録に署名いたします。両監事さん、どうぞよろしくお願い申し上げます。

## <第1号議案> 理事候補者の推薦について

乾 議 長 それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。

第1号議案 理事候補者の推薦について、事務局から説明してください。

西 嶋 常 務 第1号議案、理事候補者の推薦につきまして、ご説明申し上げます。資料1の1頁をご覧ください。なお、次の2頁には、理事・監事・会計監査人選任規程を、付けておりますので、併せてご覧いただければと存じます。

現在、19名のみなさまに理事として、ご就任いただいておりますが、今回新たに2名の理事を評議員会において選任していただくため、本理事会におきまして候補者を推薦するものでございます。

まず、「区社会福祉協議会の代表者」といたしまして、阿倍野区社会福祉協議会会長の永岡正己様でございます。続きまして、「公私社会福祉事業施設・団体の役員及びボランティア活動を行う団体の代表者」といたしまして、大阪市ひとり親家庭福祉連合会会長の北玲子様でございます。

任期につきましては、この後、第5号議案でお諮りいたします評議員会の開催候補日の平成29年12月4日から現任期の残任期間である平成30年度会計に係る定

西嶋常務 時評議員会終結時まででございます。  
以上、理事候補者の推薦についてご説明いたしました。ご審議のほど、よろしく  
お願い申し上げます。

乾 議 長 ただ今、理事候補者の推薦について、説明がありましたが、ご承認いただけます  
か。

( 異 議 な し )

異議なしということですので、第1号議案は、原案どおり決定されました。

### ＜第2号議案＞ 評議員候補者の推薦について

乾 議 長 続きまして、第2号議案の評議員候補者の推薦について、事務局から説明してく  
ださい。

西嶋常務 第2号議案、評議員候補者の推薦につきまして、ご説明申し上げます。資料2の  
1頁をご覧ください。なお、次の2頁には、評議員選任規程を付けておりますので、  
併せてご覧いただければと存じます。

現在、30名のみなさまに評議員として、ご就任いただいておりますが、新たに2  
名の評議員を「評議員選任・解任委員会」において選任いただくため、本理事会に  
おいて候補者を推薦するものでございます。

「区社会福祉協議会の代表者」といたしまして、生野区社会福祉協議会会長の多  
田龍弘様、住之江区社会福祉協議会会長の中野紀久雄様の2名でございます。なお、  
多田会長様におかれましては、秋の褒章で藍綬褒章をご受章されており、改めて会  
長会等でご報告させていただきます。

任期につきましては、本日このあと開催予定の評議員選任・解任委員会にて、ご  
審議いただき、ご承認いただきましたら、平成29年11月20日から現任期の残任  
期間である平成32年度会計に係る定時評議員会の終結時までとなる予定でござい  
ます。

以上、評議員候補者の推薦についてご説明いたしました。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

乾 議 長 ただ今、評議員候補者の推薦について、説明がありましたが、ご承認いただけま  
すか。

( 異 議 な し )

異議なしということですので、2名の方が評議員候補者として決定されました。

なお、先ほど事務局から説明がありましたが、本日、評議員選任・解任委員会を  
開催し、評議員の選任について諮っていただくこととします。

### ＜第3号議案＞ 内部管理体制の基本方針（案）について

乾 議 長 続きまして、第3号議案の内部管理体制の基本方針（案）について、事務局から  
説明してください。

西嶋常務 第3号議案 内部管理体制の基本方針（案）につきまして、ご説明申し上げます。  
平成29年4月に本格施行されました改正社会福祉法におきまして、理事の職務  
の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他、社会福祉法

西嶋常務 人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備、いわゆる「法人のガバナンス確保」について定められており、その基本方針を理事会において決定すると規定されております。

また、会計監査人を置かなければならない法人と同様に、一定の事業規模を超える法人につきましても、内部管理体制の整備を行うとされていることから、本会の基本方針につきましても、お諮りするものでございます。

これまでも、「定款」をはじめ、会長及び常務理事が専決いたします職務権限を定めた「専決規程」など、内部統制に関する規程や規則は、理事会におきまして決定しておりますが、この基本方針につきましても、厚生労働省案を踏まえ、本日改めて、理事会において決定するものでございます。

それでは、資料3の1頁をご覧ください。まず、1 経営に関する管理体制でございます。ここでは、理事会及び評議員会は定款に基づき適正に運営すること、業務執行上の重要事項については業務執行理事等で組織する会議を適宜開催し、審議することなどについて、7項目にまとめたものでございます。

続いて、2 リスク管理に関する体制でございます。本会におけるリスク管理に関しては、法令及び定款の他、「個人情報保護に関する方針」「個人情報保護規程」等の規程に基づき適切に管理すること、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクに対しては業務執行理事等で組織する会議で審議すること、大規模災害等の緊急事態が発生した場合の「災害応急対策実施要綱」に基づき必要な活動を行うこと、などについて、6項目にまとめたものでございます。

裏面2頁をご覧ください。3 コンプライアンスに関する管理体制でございます。理事及び職員は法令及び定款、その他規程を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動を行うこと、「公益通報者保護要綱」「コンプライアンス委員会設置要綱」に基づき、不正の未然防止を図ることなどについて、4項目にまとめたものでございます。

最後、4 監査環境の整備でございます。ここでは、監事の監査業務の適正性を確保するための体制整備について、法令及び定款に基づき監事監査を行うこと、本会の監査責任者である業務執行理事は本会業財務情報を適宜監事に提供するほか事業の遂行と活動の健全な発展に向けて意見交換を図ることなどについて、8項目にまとめたものでございます。

以上、内部管理体制の基本方針（案）につきましても、ご説明いたしました。ご審議の程、よろしく願いいたします。

乾 議 長 　　ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありますか。

右田理事 　　右田でございます。この方針ではリスクと重要リスクが区別されていますが、どういう風に考えればいいのですか。

西嶋常務 　　重要リスクについては業務執行理事等で組織する会議で審議すると記載しておりますが、理事会に諮らなければならない重要事項については理事会にお諮りするということを考えています。

右田理事 　　リスクのレベルによっては理事会も関わるということですね。分かりました。

乾 議 長           ほかに、ご意見・ご質問はありませんか。  
ないようでございますので、ご承認いただけますか。

（ 異 議 な し ）

異議なしということですので、第3号議案は、原案どおり決定されました。

#### <第4号議案> 規則の制定及び諸規程の一部改正（案）について

乾 議 長           続きまして、第4号議案の規則の制定及び諸規程の一部改正（案）について、事務局から一括して説明してください。

中川部長           企画調整担当部長の中川でございます。第4号議案 規則の制定及び諸規程の一部改正（案）について、ご説明申しあげます。まず、資料4-1「特別臨時職員就業規則の制定（案）」をご覧ください。

本会の、「常勤嘱託職員」及び「臨時職員」の雇用期間は、各就業規則に、最初の契約から通算して、5年を超えないと定めております。

本会が大阪市から受託している、「要介護認定・障がい支援区分認定調査業務」については、調査員の人材確保が大変厳しい状況でございますので、この業務に限って、労働契約法にある「継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例制度」を導入し、人材確保、安定的な事業実施体制構築の一助とするものでございます。

この就業規則の制定により、契約期間が5年を超えても、資格と経験のある職員を平成30年度からも引き続き雇用できるようになります。

新規則は、現行の臨時職員就業規則を基本としておりますので、異なっている点を中心にご説明申しあげます。

まず、第1条の（目的）については、繰り返しになりますが、この規則は、大阪市から受託している「要介護認定・障がい支援区分認定調査業務」について、本会固有職員として定年退職後、継続して雇用された者のうち、介護支援専門員資格保有者について、満65歳あるいは有期労働契約が通算して5年を超えた場合であっても雇用できる制度、及び特別臨時職員の就業に関して必要な事項を定めるとしてあります。

1頁、下から5行目ですが、第5条の「資格要件等」では、この第1条の資格要件の他、2頁（3）に記載のとおり、採用時に満70歳未満の者と定めてあります。

2頁、中段から下、第7条「無期労働契約への転換への適用除外」では、「無期転換ルールの特例制度導入に関する第二種計画の認定」を受けた場合、定年退職後、継続して雇用されている平成25年4月1日以降の期間は、通算契約期間に算入しないと定めてあります。

3頁、中段、第3章には勤務について定めてあります。勤務条件につきましては臨時職員と同様ですが、下から5行目、第15条（年次休暇）については、1年につき20日を付与すると定めてあります。

4頁、下段、第4章の服務以降は、現行の臨時職員就業規則と同様でございますが、ページをめくっていただいて、9頁の勤務時間や給与等については、対象となる訪問調査員に関するもののみ定めてあります。

「特別臨時職員就業規則の制定」（案）に関する説明は、以上でございます。なお、理事会において、本規則制定についてご承認いただきましたら、継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例制度を導入するため、必要な手続きを進めてまいります。

中川部長

続きまして、諸規程の一部改正（案）でございます。資料 4-2「個人情報保護規程」、資料 4-3「特定個人情報取扱規程」、資料 4-4「コンピューターシステムの運用管理に関する規程」につきましては、本年 5 月 30 日に「個人情報保護法」が改正されたことに伴って、各規程を一部改正するものでございます。

「個人情報保護法」は、平成 15 年に成立しましたが、今回の改正は、情報通信技術の急速な発展に伴い、法律の制定当時に想定されなかった、個人情報に関するデータの活用が可能となった一方、個人情報として取り扱うべき範囲が明確でなかったため、十分にデータを活用しきれていなかったこと、また、平成 26 年にベネッセの顧客情報が名簿業者に売却された事件等が背景となっています。

今回の法改正で、個人情報の定義が明確化されたほか、個人情報を第三者に提供する場合における、記録作成の義務化などの改正がなされました。

それでは、資料 4-2、「個人情報保護規程の一部改正（案）」の 1 頁をご覧ください。第 2 条の第 1 項及び第 2 項でございますが、法律で定義された個人情報に関する定義を本会保護規程に反映するものでございます。

2 頁に移りまして、上から 2 行目、第 3 項の「要配慮個人情報」につきましては、今回の法改正で新たに規定されたもので、本会保護規程においても定義するものでございます。「要配慮個人情報」は、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要する個人情報のことで、本人の同意なしに取得してはならないと、法律で規定されているため、3 頁中段下にあります。第 6 条第 2 項に、その旨を明記しております。また、法律に合わせ「収集」という文言を、「取得」に変更しております。

ページをめくっていただいて、6 頁の上段、第 12 条及び第 13 条でございますが、個人データを第三者に提供する時、または第三者から提供を受ける時には、規定された事項の記録作成が法律で義務化されたことに伴い、本会の規程においても新設いたします。その他の変更につきましては、法改正に伴い、「個人情報」という文言を「個人データ」に、「求め」という文言を「請求」に変更するものでございます。

続きまして、資料 4-3「特定個人情報取扱規程の一部改正（案）」、及び資料 4-4「コンピューターシステムの運用管理に関する規程の一部改正（案）」でございますが、個人情報保護規程の改正に伴い、条項を修正するとともに、法律に合わせて「収集」の文言を「取得」に、「求め」の文言を「請求」に変更いたします。

以上、規則の制定及び諸規程の一部改正（案）についてご説明申しあげました。ご審議の程、よろしくお願い申しあげます。

乾 議 長

ただ今の説明について、はじめに特別臨時職員就業規則の制定（案）について、ご審議いただきたいと思っております。ご意見・ご質問はありませんか。

ないようでございますので、ご承認いただけますか。

（ 異 議 な し ）

異議なしということですので、特別臨時職員就業規則の制定（案）については原案どおり決定されました。

続きまして、個人情報保護規程の一部改正（案）、特定個人情報取扱規程の一部改正（案）、コンピューターシステムの運用管理に関する規程の一部改正（案）について、ご意見・ご質問はありませんか。

右田理事 個人情報個人データに置き換えると説明がありましたが、なぜ表現を変える必要があるのかを説明していただきたいのですが。

中川部長 国の法改正に合わせて、改正させていただくということでございます。

乾 議 長 他に、ご意見・ご質問はありませんか。  
ないようでございますので、ご承認いただけますか。  
( 異 議 な し )

異議なしということですので、個人情報保護規程の一部改正(案)、特定個人情報取扱規程の一部改正(案)、コンピューターシステムの運用管理に関する規程の一部改正(案)は原案どおり決定されました。

### <第5号議案> 評議員会の開催(案)について

乾 議 長 続きまして、第5号議案「評議員会の開催(案)」について、事務局から説明してください。

中川部長 第5号議案 評議員会の開催(案)につきまして、ご説明申しあげます。資料5をお開きください。

本会定款第14条におきまして、評議員会は法令に特段の定めがある場合を除き、「理事会の決議に基づき会長が召集する」と規定しておりますことから、今回、お諮りするものでございます。

1の開催日時及び2の開催場所でございますが、平成29年12月4日(月)の午後2時から市立社会福祉センターの第1会議室で開催いたします。

3の議案でございますが、理事の選任についてとしております。本日の第1号議案でご審議いただき、理事会として推薦することが決まりました、理事候補者2名の選任についてお諮りいたします。

4の報告につきましては、本日第3号議案で決議いただきました内部管理体制の制定と、この後ご報告いたします会長と常務理事の職務執行状況について報告いたします。

以上、評議員会の開催(案)についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願い申しあげます。

乾 議 長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
( 異 議 な し )

異議なしということですので、第5号議案は、原案どおり決定されました。

本日ご審議いただく案件は、全て終了いたしましたので、ここで議長役を終了させていただきます。

ご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

司 会 それでは、続きまして報告事項にうつらせていただきます。

お手元資料6をご覧ください。社会福祉法第45条の16及び定款第20条に理事の職務及び権限等が規定され、会長及び常務理事は、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないとしておりますことから、平成29年4月1日から11月1日までの職務執行状況につきまして、乾会長及び西嶋常務理事から報告いたし

司 会 ます。

まず、会長の主な職務執行状況につきまして、私から説明させていただいた後、会長から報告をいただきます。

それでは、資料 6 の 1 頁、「会長及び常務理事の職務執行状況報告」をご覧ください。まず、1 会長の職務執行報告でございます。

(1) 会議の招集・開催につきましては、記載のとおり、理事会、評議員会、改正社会福祉法に基づき設置した評議員選任・解任委員会、区社協会長会の開催の他、本年 10 月 23 日に行いました大阪市社会福祉大会における表彰者を決定する表彰審査委員会を開催いたしました。(2) 主な関係会議への出席、(3) その他につきましては記載のとおりでございますので、後ほどご覧いただければと思います。

それでは、乾会長から、この間の主な職務等について、ご報告いただきます。

乾 会 長

それではお手元資料 6 に記載していただいておりますが、(1) 会議の招集・開催につきましては、記載のとおりです。(2) 主な関係会議への出席につきましては、全社協の評議員会等に出席いたしました。また、10 月 5 日に全国社会福祉協議会福祉懇談会に出席いたしました。全国から福祉関係者が集うわけですが、多くが社会福祉施設の関係者で、250～300 人ほど参加され、関係する国会議員も参加していました。法改正もあって、昨年初めて開催されましたが、ある見方をすれば社協も危機的な状況にあるという説明もございました。

次に、大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会ですが、地域福祉専門分科会にも出席しておりまして、大阪市の地域福祉基本計画について審議する会議にも過日参加いたしました。

(3) その他は記載どおりでございますが、団体等への参加もございまして、各区の社会福祉大会、団体周年行事等にも出席させていただきました。様々な会合に出席しておりますが、とりわけ各区社会福祉協議会におかれては熱心に取り組んでいただいております、まさしく地域社協あるいは区社協があってこそ市社協があると感じ、非常に刺激を受けました。

簡単ではございますが、職務執行状況の報告とさせていただきます。

司 会

ありがとうございました。

続きまして、資料 6 の 2 頁をご覧ください。2 常務理事の職務執行報告でございます。

(1) 本会会議への出席につきましては、さきほどご報告した会議の招集・開催の他、後ほどご報告いたしますが、大阪市地域福祉活動推進委員会、善意銀行運営委員会などに出席いたしました。(2) 主な関係会議への出席、(3) その他につきましては記載のとおりでございます。

それでは、西嶋常務理事から、この間の主な職務執行状況とあわせて、資料 3 頁に記載の事業実施状況につきましてご報告いたします。

西嶋常務

それでは、この間の主な事業実施状況についてご報告させていただきます。

(1) 職員採用について、ご報告いたします。11 月 1 日現在、市社協の正規職員は 413 名で、全国の社協と同様に正規職員は 3 割程度で、残りは嘱託職員や非常勤職員等で構成されている状況です。ここ数年 20～30 人が定年退職し、再雇用や嘱託職員化というような取り組みをしております。社協事業のノウハウを継続していく

という意味では、継続的・安定的な運営と組織の活性化を目的として、ここ数年は新規採用も行っており、平成 29 年 4 月 1 日付けで 26 名を採用し、新卒・既卒ともに社会福祉士等の有資格者のほか、医療職も採用しています。社会人経験のある既卒者の採用については、市社協・区社協の優秀な嘱託職員を正規職員として採用している実績もございます。11 月 1 日には 12 名を採用し、後ほどご説明いたしますが、生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターを 11 月 1 日から全区展開するため、11 月 1 日には 12 人を採用しました。また、平成 30 年 4 月 1 日付けで 7 名の新卒予定者を採用内定しております。今年度、約 20 人の職員が定年退職予定であり、先日ご案内したとおり、現在、職員採用試験についても取り組み、平成 30 年 4 月には今年度の 4 月の採用数程度は採用しなければならないのではと考えています。

人材の確保と併せまして、人材育成も大切でございますので、全職員に体系的な研修を行うとともに、若手職員につきましても様々な研修に取り組んでいます。

2 番目、大阪市地域福祉活動推進委員会ですが、30 回以上続いている委員会ですが、今年は、先ほど会長からもご報告がありましたように大阪市が地域福祉基本計画を平成 30 年度に策定することにあわせて、地域福祉活動推進計画の策定についてご審議いただいているところです。また、計画とあわせまして具体的な地域での活動を展開するために、「参画と協働のためのガイドブック集」の作成をすすめています。例えば、こども食堂が活発に動いておりますが、成功事例などをガイドブック集に掲載して、より広く展開していきたいと考えていますし、今回の社会福祉法改正では社会福祉法人の社会貢献・地域貢献も問われていますので、社会福祉法人や施設で展開されている事業などをヒアリングさせていただき、ガイドブックに掲載していきたいと考えています。

3 番目、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業については、新たな事業ということで、ひとり親家庭の就労の確保・安定化という観点から様々な資格取得を支援する事業を大阪府で実施しており、養成機関に入学するための準備金を市社協で貸付事業として実施するという事業で、理事会におきまして様々なご意見をいただいたところです。結果としましては、平成 28 年度は 30 件、今年度につきましては 28 件、助成いたしました。予定よりは少ない件数ですが、理事会でご意見いただいたことも踏まえまして適正に事業の進捗を図っているところです。

4 番目、災害への備えとしての取り組みですが、近年、熊本のほか、各地で大規模災害が発生している状況ですので、平時から災害への備えとしての取り組みが必要となります。その中で、社協の大きな役割として災害ボランティアセンターの開設がございますので、7 月 31 日に「大阪市災害ボランティアセンター開設訓練」を行い、8 月 24 日には今年で 3 回目になりますが、行政職員や危機管理室の方も含めた災害ボランティアセンター運営者の研修を行ったところです。また、災害時において市社協・区社協自体がどう動くのかということも確認するため、今年の 12 月 7 日には市社協と区社協合同で災害対策本部の立上げ訓練を予定しています。訓練のなかで課題となったことにつきましては、次年度以降の訓練等に反映していきたいと考えています。

続きまして、区社協活動・事業の支援についてですが、市社協として区社協の事業の調整や支援というのは大きな役目・役割です。各区社協で様々な事業を展開いただいておりますが、市社協では区担当制による区社協ヒアリングを行っています。本会事務局職員が特定の区を担当し、7 月から 9 月にかけて訪問し、区社協

事業の進捗等の確認や課題等を取りまとめた事を事務局長会等でフィードバックし、課題のある事業については個別に支援していくという体制を組んでいます。区担当制は福祉局でも実施しており、福祉局職員が区役所の実施事業の状況をヒアリングしています。区社協と区で展開している事業もありますので、市社協と福祉局で全体的な状況を確認しながら事業の推進をしていきたいと考えています。

続きまして、区社協で地域の特性に応じた事業を展開していただいておりますが、今回、ほぼ全区で取り組まれている(2)、(3)、(4)の3つの事業についてご報告いたします。

まず、生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター配置事業)です。生活支援コーディネーターの整備ということで、3年前から事業を実施し、最初は3区、その次は8区に展開していたところです。当初は公募という形で事業を展開していましたが、区社協が事業を受託し実施するほうが良いということで、この11月に24区展開するときには区社協を特名とする話が福祉局ともでき、11月1日から全区で事業を展開しているところです。コーディネーターの皆さんには、地域で不足している事業の開発や地域でのネットワーク事業を進めていくという大きな事業を展開していただいています。例えば、鶴見区や東成区などで実施されている住民同士の支え合いによる生活支援サービス、有償サービスを5区程度で展開されています。こういったことも24区展開するなかで広めていけたらと考えています。9月6日には事務局長や各区の担当者を対象として、地域包括ケアにおける生活支援体制整備事業について研修会を行いました。今後、各担当が意見交換できる場を設けるなど、この事業を充実させていきたいと考えています。

次に要援護者の見守りネットワーク強化事業でございますが、平成27年度から実施し、当初から区社協が特名ということで、市からの受託事業です。

各区社協に見守り相談室を設置し、正規職員と嘱託職員で各担当を持って、関係者の皆さんと一緒に事業を実施しています。平成27年度と28年度の2年間で大きな実績を挙げています。要援護者の確認のために、区社協の職員が2年間で延べ5万件のお宅を訪問し、その中で新たに困難に陥っている方々を発見し、700件以上の方が専門的な支援に結びついた、様々な相談を重ねる中で200件以上の孤立死に至っていたであろう方を支援できたという実績もあります。

それから、徘徊される認知症高齢者の方にはあらかじめ登録していただき、その方が行方不明になった時には協力者にメール発信するという機能があり、現在、700人以上の方に登録いただいています。120の方が行方不明になられた時に、協力者にメールを発信したところ、ほとんどの方がすぐに発見できたという状況があります。区社協の見守り相談室は、民生委員さんや地域の団体の皆さんのご支援をいただきながら展開していける事業であると考えており、今後も力を入れていきたいと考えています。

最後に生活困窮者自立支援事業につきましては、平成27年度から全区展開された事業です。この事業は公募事業で、23区社協が事業に関わっていただいています。相談支援窓口を区社協内ではなく、区役所の中に設置していますが、市社協職員を派遣して様々な相談を受け、相談者の自律的、包括的、継続的な支援を行っています。この事業は全国的に平成27年度から実施されていますが、大阪では平成28年度で8千件以上の方が相談窓口に来られました。この数字は全国的に見ても突出しており、現場の職員には負担をかけていますが、様々な相談をお受けできる状況になっています。この窓口は区役所内ということで、区社協から離れていますので、

西嶋常務 担当職員が孤立しないように、6月から7月にかけて事業実施のヒアリングも行い、近々、担当職員の意見交換会を開催し、様々な意見を聞きながら事業を展開していきたいと考えています。窓口に来られた相談者の8千人のうち、2割くらいは継続した支援が必要ということで、区社協に関わっていただいております、そのうちの半数くらいが就労に結びついたということです。

以上、主な事業について説明させていただきました。市社協・区社協で様々な事業を実施し、大きな成果を挙げておりますが、この成果が広く住民の方々や関係者の方々に伝わっているかということは課題とである認識していますので、広報活動を充実しながら皆さんに広く知っていただきたいと考えています。

今後とも、各区の特徴を活かしながら、全市的な地域福祉推進に向け、関係機関とも連携を図りながら取り組んでまいりますので、ぜひ皆さま方も引き続き、ご支援ご助言を賜りますようお願いいたします。

司 会 ただ今、乾会長、西嶋常務理事から報告いただきましたが、ご質問はございますか。なければ、報告事項は以上でございます。

それでは、閉会にあたりまして、矢田貝副会長からごあいさつを申しあげます。

矢田貝副会長 (あいさつ)

司 会 これをもちまして、理事会を終了させていただきます。

議案書にも記載いたしておりますが、平成30年度の事業計画及び予算についてご審議いただく理事会を平成30年3月22日の午前10時30分から市立社会福祉センターで開催いたしますので、ご予定くださいますようお願いいたします。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。